

7 福監第 40 号  
令和 7 年 6 月 20 日

請求人 様

福津市監査委員 木村 道也  
福津市監査委員 榎本 博

監査結果報告書  
(福間浄化センター植栽等管理業務委託について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、  
次のとおり監査結果を報告します。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

(代表者)

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

(代表者以外)

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

### 2 請求書の提出

請求書の提出日(監査事務局受付日)は、令和7年4月21日である。

### 3 請求の内容

請求人提出の福津市職員措置請求書(住民監査請求書)による請求(以下「本件請求」という。)の内容は、次項「請求の要旨」に原文のまま掲載している。

### 4 請求の要旨

福津市原崎智仁前市長に対する措置請求の要旨

#### 第1 請求の要旨

- 1 福津市長は、令和6年4月1日、上西郷区自治会と下記の内容の業務委託契約(以下、「本件委託契約」という)を締結した。

記

1. 業務委託名

福間浄化センター植栽等管理業務委託

2. 履行場所

福間浄化センター地内

3. 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 7 年 3 月 31 日まで

4. 業務委託料

¥7,095,000 円

(うち取引に係る消費税および地方税の額) 645,000 円

5. 契約保証金

財規規則第 139 条第 1 項第 7 号の規定により免除

2 福津市長は、本件委託契約に基づき、令和 6 年 6 月 13 日に 2,365,000 円(令和 6 年度第 1 回)、同 8 月 13 日に 2,365,000 円(第 2 回)、同 11 月 28 日に 2,365,000 円(第 3 回)の合計 7,095,000 円を支出した。

3 前記 1 の業務委託契約の締結にあたっては、随意契約とすること等について、執行伺兼見積依頼伺が作成されているところ、次の理由が記されている。

1 件名 福間浄化センター植栽等管理業務委託

2 契約の方法 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定による随意契約

3 随意契約の根拠 福間浄化センター建設時に地元関係者と取り交わした協定に基づく業務委託であり、契約の相手方は特定されているため、競争入札に適さない。

8 見積依頼先 上西郷区(上西郷区自治会長)

「福間浄化センター設置に関する協定書」第 4 条に基づく

4 業務委託料名目で支出された前記 1 の 7,095,000 円のうち金 3,000,000 円を除く、4,095,000 円の支出は、実質は財産上の無償譲渡であり、地方自治法第 232 条の 2 の寄付または補助にあたる(以下では金 4,095,000 円の支出を「本件補助金支出」という)。

(1) 平成 14 年当時の福間町すなわち池浦福間町長は、福間浄化センター設置について、上西郷区が受け入れる条件として、年間 500 万円の環境整備対策費を支払う旨の申し入れを行い、上西郷区との間で、平成 14 年 2 月 28 日に確認書を締結し、そして同年 6 月 10 日に、環境整備対策費年間 500 万円の支払いを明記した福間町公共下水道処理施設建設にかかる確認書を交わした。

(2) その後平成 19 年 11 月 12 日、福津市長は上西郷区との間で、環境整備対策費(年間 500 万円)を施設内業務委託(草刈り費用)に加算して支払う旨の

協定書(福間浄化センター設置に関する協定書)を締結した。

(3) 以後、福津市は、令和 5 年度まで、業務委託契約に基づく業務委託料の名目で、実質は地方自治法 232 条の 2 に規定する補助金として、年間 500 万円の環境整備対策費の支払いを続けた。

(4) 令和 6 年度においても、前記 1 および 2 のとおり、年間 500 万円から 4,095,000 円に減額したものの、本件補助金支出をした。

5 本件補助金支出は、地方自治法 232 条の 2 に違反し違法である。

(1) 同法 232 条の 2 の「公益上必要がある場合」に該当するか否かについては、当該地方公共団体の長が個々の事例に則して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではなく客観的に公益上必要であると認められなければならない(行実昭 28・6・29 自行発 186 号)。地方自治法 232 条の 2 が「公益上の必要性」という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、その裁量権の範囲には一定限界があり、その裁量権の逸脱または濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになる。

(2) 本件補助金支出は、客観的に合理的な理由を欠いており「公益上の必要」という要件を欠いている。また、仮に環境整備対策費として年間 500 万円の支出を始めた平成 20 年当時には「公益上の必要」を認めることができる場合にも、余りに長期間にわたり補助金支出を続けることおよび令和 5 年 4 月 1 日以後に支出を行うことは、裁量権の濫用として違法支出になるというべきである。

(3) 長年続けられてきた環境整備対策費としての年間 500 万円の支出には、令和 5 年 3 月末までの時点で、次のような問題や弊害があることを、福津市長は認識していた。

① 本件補助金支出にかかる管理業務委託契約の相手方は、上西郷区自治会ではなく、住民全員が対象の上西郷区組合である「上西郷区財産組合」とすべきこと。

② 上西郷区自治会を本件補助金支出の支払先としていることや「公益上の必要」のない補助金支出を続けていること等により、適正な公共下水道事業を実施するうえでの阻害要因となっていること。また、支払われた補助金の管理や使用等をめぐり、上西郷区自治会および上西郷財産組合の適正な運営等(税申告を含む)の阻害原因となっていること、さらに、住民間の

不平等の原因となっていること。

(4) よって、令和5年度に続き、令和6年度に漫然と本件補助金支出を行ったことは、明らかに「公益上の必要」の要件を欠き、違法である。

6 令和5年度の住民監査請求(4福監132号)において、監査委員は、「適正な予定価格を設定しているか否か」との誤った論点設定をし、その結果、判断を誤った。本住民監査請求において、同じ過ちを繰り返してはならない。

すなわち、

(1) 業務委託料の予定価格を適正に算出し、上西郷自治会から提出された見積書記載の価格が上記予定価格の範囲内であったことから、見積書記載の価格をもって業務委託料を決定しているので適正である旨の福津市の主張は誤りである。

(2) 一般競争入札(不特定多数人の参加を求め、そのうち、予定価格の範囲内で普通地方公共団体に最も有利な価格で申し込みをした者を契約の相手とする方式)が、公正と機会均等が担保され、また経済的にも地方公共団体にとって有利になると考えられるため、一般競争入札によることが原則とされている(法234条2項)。

(3) このように、予定価格制度は、一般競争入札において公正な競争と機会均等を担保する制度である。本件の随意契約においては、入札における公正な競争そのものがないのであるから、予定価格を定めることや、予定価格の範囲内で業務委託料を決定することは、随意契約が適正であることと全く関係しない。本件随意契約が適正である根拠とはならないのである。

(4) 本件では、予定価格が適正に算出されていない、上西郷自治会から提出された見積書は実質的に福津市が作成したもの、等の問題はあるが、こうした問題を検討するまでもなく、福津市の(1)の主張は失当である。「適正な予定価格を設定しているか否か」は、本住民監査請求において判断する必要はない。

7 本件補助金支出を行った福津市長には、善良な管理者の注意義務に違反した違法があるから、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、本件補助金支出によって福津市が受けた損害金4,095,000円につき福津市長に損害賠償を求めるなど、必要な措置を講じることを請求する。

また、本件委託契約締結とこれに基づく公金支出は、4,095,000円の限度では違法・無効であるから、上西郷区自治会に対し同金額の返還を求める等の必要な措置を講じることを請求する。

## 5 事実を証する書面

請求人が、事実を証する書面として提出したものは次のとおりである。

甲 1 平成 14 年 2 月 28 日付 福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書

甲 2 平成 14 年 6 月 10 日付 福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書

甲 3 福間浄化センター設置に関する協定書

甲 4 令和 6 年度福間浄化センター植栽等管理業務について(執行伺兼見積依頼伺)

甲 5 令和 6 年 4 月 1 日付業務委託契約書

甲 6 支出命令書(令和 6 年度 1 回)

甲 7 支出命令書(令和 6 年度 2 回)

甲 8 支出命令書(令和 6 年度 3 回)

甲 9 の 1~3 令和 6 年度上西郷区民会(抜粋)

令和 6 年度浄化センター対策委員会会計報告

提出された資料はすべて写しである。

## 6 請求の要件審査及び受理

令和 7 年 4 月 24 日に監査委員会議を開催し、本件請求については地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。)第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、同日、本件請求を受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項及び着眼点

本件における財務会計行為は、令和 6 年 4 月 1 日に締結された業務委託契約(以下「本件契約」という。)に基づき、契約の相手方である上西郷区自治会(以下「自治会」という。)に対して委託料 7,095,000 円を支払ったという「公金の支出」である(以下、「本件支出」という。)

本件請求において、請求人は本件支出のうち 4,095,000 円が、法第 232 条の 2 に規定する「寄付または補助にあたる」と主張している。

これをふまえ、本件における財務会計行為の適否について、以下の点に着眼して監査を行った。

○本件支出が寄附又は補助にあたるか

○本件契約の相手方を自治会としたことが違法または不当か

○本件支出は違法または不当か

### 2 監査対象部署

都市整備部下水道課

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 7 項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設

けるにあたり、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため陳述会は設けていない。

#### 4 関係人調査

##### 監査対象部署に対する調査

令和7年4月30日付7福監第24号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- ・請求の要旨に対する弁明書
- ・弁明書の裏付けとなる資料

令和7年5月12日に以下の資料が提出された。

- ・福津市職員措置請求に関する弁明書(7福下第114号)
- ・弁明書の裏付けとなる資料(すべて写し)
  1. 福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書(平成14年2月28日)
  2. 福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書(平成14年6月10日)
  3. 福間浄化センター設置に関する協定書(平成19年11月12日)
  4. 令和6年度福間浄化センター植栽等管理業務に関する以下の資料
    - ① 執行兼見積依頼伺の写し(添付書類含む)
    - ② 契約締結伺の写し(添付書類含む)
    - ③ 業務委託契約書の写し(鑑のみ)
    - ④ 福間浄化センター植栽等管理業務報告書の写し(鑑のみ)
    - ⑤ 検査調書の写し
    - ⑥ 支出命令決議書の写し(添付書類含む)
    - ⑦ 委託範囲がわかる資料(平面図等)
  5. 土木工事標準積算基準書(河川編)(一部抜粋)
  6. 土木工事实施設設計単価表(一部抜粋)
  7. 諸経費比較資料
  8. 福津市随意契約のガイドライン

以下に提出のあった弁明書の内容全文を原文のまま掲載する。

福津市は、福間浄化センター建設時の平成19年11月12日付で地元上西郷区と取り交わした福間浄化センター設置に関する協定書4条において、「甲は、乙に対し、公正な委託契約に基づき、浄化センターの供用開始時から場内の草刈清掃等の作業を委託するものとする。なお、委託の範囲並びに委託料等については委託契約書で定めるものとする」と規定されていることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に基づき、令和6年度の福間浄化センター植栽等管理業務委託契約を締結した。

福津市は「福津市随意契約のガイドライン」を策定し、ウェブサイトにおいて公表している。福津市随意契約ガイドライン(P4)において、「随意契約がで

きる場合」の「2 契約の性質又は目的が、競争入札に適しないもの」「【事例】」  
「〈物品・業務委託等〉」「③」には、下記の通り記載されている。

記

③市の政策の中で位置づけられた特定の者との契約を必要とする場合。

事業の目的、内容等から特定の者と契約しなければ当該事業を達成できないものに限る。かつ、政策目的を達成するための事業として、別途(契約の相手方の選定理由も含め)決定があること。

福津市は、福津市上西郷に下水処理施設である福間浄化センターを設置するに際し、その設置に反対する地元住民も少なからず存在した状況において、施設の草刈り清掃等を地元住民に行ってもらい、地元住民と共に施設を維持管理することにより、地元住民に施設の状況を把握する機会を提供し、地元住民の施設に対する安心感、親しみ等を醸成することを目的として、平成 19 年に締結した本件協定書において上西郷区に対し施設の草刈り清掃等の作業を委託することとした。

福津市は、福間浄化センターの草刈り清掃等の上記目的、内容等から、上西郷区自治会との間で福間浄化センターの草刈り清掃等にかかる業務委託契約を締結しなければ、これを達成することができず、かつ、福間浄化センターの設置、運営、維持管理の目的を達成するための事業として、本件協定書において上西郷区に対して草刈り清掃等を委託することが決定されていたことから、福津市随意契約ガイドラインの上記「③ 市の政策の中で位置づけられた特定の者との契約を必要とする場合」に該当するため、上西郷区自治会との間で、本件業務委託契約を締結したものである。

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項 2 号と同旨である地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号につき、最高裁昭和 62 年 3 月 20 日判決は、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び例の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」と判示した。

福津市随意契約ガイドラインは、随意契約にかかる福津市の契約担当者の合理的な裁量判断に資するよう策定されたものであるところ、その内容は合理的であり、これに沿って上西郷区自治会との間で随意契約により本件業務委託契約を締結したことは、福津市の契約担当者の合理的な裁量の範囲内である。

従って、本件業務委託契約を随意契約の方法により行ったことは、何ら違法ではない。

請求人は、福津市が上西郷区自治会に対して支払った業務委託料のうち 4,095,000 円につき、「実質は財産上の無償譲渡であり、地方自治法第 232 条

の2の寄付または補助にあたる」と主張するが、上記業務委託料は、その全額7,095,000円が福間浄化センター植栽等管理業務にかかる適切な業務委託料であり、「無償譲渡」ではなく、地方自治法第232条の2の「寄付又は補助」には当たらない。

令和7年5月27日に監査対象部署の職員から事情聴取を行った。

### 第3 監査結果

#### 1 本件支出が寄附又は補助にあたるか

(1) 法第232条の2の「寄附又は補助」とは、地方公共団体が相当の反対給付を受けずに（対価性なく）、金銭等の財産的利益を移転するものを指すと解される（岡山地方裁判所平成17年5月24日判決・判例地方自治279号65頁参照）。そこで、本件支出における反対給付の有無及び相当性について、検討する。

(2) 本件契約の要旨は、以下のとおりである。

- ア 業務委託名 福間浄化センター植栽等管理業務委託
- イ 履行場所 福間浄化センター地内
- ウ 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- エ 業務委託料 7,095,000円（消費税込）
- オ 仕様書（作業内容）の概略

1回につき以下の作業を、履行期間中に3回

- ① 機械草刈（予定地） 16,125 m<sup>2</sup>
- ② 機械草刈（高木下草） 6,781 m<sup>2</sup>
- ③ 人力草刈（低木下草） 922 m<sup>2</sup>
- ④ 集草（人力） 23,828 m<sup>2</sup>
- ⑤ 積込・荷卸 23,828 m<sup>2</sup>
- ⑥ 運搬（場内運搬） 23,828 m<sup>2</sup>

(3) このように本件契約では、草刈等の植栽等管理業務（以下、「本件業務」という。）を反対給付としている。そこで、本件業務が反対給付として相当といえるか、対価性について検証する。

検証にあたっては、起案文書「令和6年度福間浄化センター植栽等管理業務について（執行伺兼見積依頼伺）」添付の業務設計書における価格（以下、「予定価格」という。）を参照する。この起案文書に記載された予定価格は見積結果・契約伺(5福下第711号、令和6年3月29日起案)によれば、契約の相手方が提出した見積金額と同額であり、本件契約による支出額と同額であるためである。

(4) 予定価格は、直接工事費および諸経費で構成されている。このうち、直接工事費については、「土木工事実施設計単価表 令和6年3月11日 福岡県県土整備部」に記載された単価を使用し、「土木工事標準積算基準書 河川編 令和5年10月1日 福岡県県土整備部」（以下「基準書」という。）に基づき、パッケージ単価を工種ごとの数量に乗じて積算している。

(5) 一方、諸経費については、基準書によらず必要とする作業項目を個別に積上げ、それぞれの所要時間を見積り、これらに単価を乗じて積算している。また、事務用品等の消耗品についても必要な数量および単価を設定し、当該費用として積算している。

(6) 本件業務は、福間浄化センター敷地内の草刈り作業を対象としており、対象面積の総計は23,828 m<sup>2</sup>である。「業務設計書」では地形の特性に応じて作業項目を分類し、次のとおり工種を区分している。

・機械による草刈面積:22,906 m<sup>2</sup>

このうち、高木部周辺部は6,781 m<sup>2</sup>、その他の区域は16,125 m<sup>2</sup>である。

・人力による草刈面積:922 m<sup>2</sup>

以下に、本件業務に係る積算内容を示す。

ア 直接工事費

作業項目	面積 (千m <sup>2</sup> )	パッケージ単価 (千m <sup>2</sup> 当り)	金額	備考
除草肩掛式	16.125	37,460	604,042	その他の区域
除草肩掛式	6.781	37,460	254,016	高木周辺部
除草人力	0.922	92,590	85,367	
集草人力	23.828	20,990	500,149	
積込・荷卸	23.828	13,140	313,099	ダンプトラック2t 積級
運搬	23.828	2,816	67,099	ダンプトラック2t 積級
計			1,823,772	

直接工事費=5,471,316 円(1,823,772 円×3 回)

イ 諸経費

諸経費については、実施場所、契約の相手方の特性から、基準書の率を採用せず、「打ち合わせ」「関係機関協議」「書類作成」「人員募集」「事前準備」、「竣工書類確認」に係る参加人数に労務単価を乗じて算出し、他に事務用品費、消耗品費として、「コピー代」「飲料費」「その他」を積上げ計上している。

(ア) 打ち合わせ、関係機関協議、書類作成等

	日数	参加人数内訳(人/日)		備考
		普通 作業員	土木一般 世話役	
打ち合わせ	1.5	1.1250	0.375	1.5 時間×2 回×4 人
関係機関協議	1.0	0.5000	0.500	1 時間×4 回×2 人
書類作成	0.5	0.3750	0.125	1 時間×1 回×4 人
人員募集	1.0625	1.0625	0.000	0.5 時間×1 回×17 人
事前準備	5.0	3.0000	2.000	4 時間×2 回×5 人
竣工書類確認	4.0	3.0000	1.000	8 時間×1 回×4 人

計	13.0625	9.0625	4.000	
---	---------	--------	-------	--

普通作業員 =198,457 円(9.062 人/日×21,900 円)

土木一般世話役=116,000 円(4.000 人/日×29,000 円)

合計 =314,457 円(198,457 円+116,000 円)

(イ) 事務用品費、消耗品等

	数量	単価	金額	備考
コピー代	420 枚	10 円/枚	4,200 円	411 世帯(R6.02)+予備
飲料費	60 人	100 円/本	6,000 円	60 人参加予定(R5 実績)
その他			1,800 円	筆記具、その他
計			12,000 円	

諸経費=979,371 円(314,457 円×3 回+12,000 円×3 回)

- (7) 積算過程を審査した結果、直接工事費については、基準書に準拠し、適切に公共単価が適用されていることが確認された。

諸経費(ア)(イ)についても、業務遂行に必要な経費として、実務的な積上げにより合理的な範囲で見積もられていることが認められた。

したがって、本件業務における予定価格は、客観的かつ合理的な根拠に基づき設定されていると判断される。

よって、本件業務は相当の反対給付と評価されるから、本件支出は「寄附又は補助」に該当しない。

2 本件契約の相手方を自治会としたことが違法・不当か

- (1) 本件契約は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号により、自治会を相手方とした随意契約の方法により締結されている(特命随意契約)。そこで「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」(同号)について、以下、検討する。

- (2) 「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」もこれに該当する。

そして、このような場合に該当するか否かは、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者

の合理的な裁量判断により決定されるべきもの」と解される(最高裁判所昭和62年3月20日判決・民集41巻2号189頁参照)。

もっとも、契約担当者の裁量判断が合理性を欠くと認められる場合には、監査委員はこれを違法・不当原因として勧告することも許される。

(3) 公表されている福津市随意契約のガイドライン「随意契約ができる場合」では、「2 契約の性質又は目的が、競争入札に適しないもの」として、「③市の政策の中で位置付けられた特定の者との契約を必要とする場合」を例示し、「事業の目的、内容等から特定の者と契約しなければ当該事業を達成できないものに限る。かつ、政策目的を達成するための事業として、別途(契約の相手方の選定理由も含め)決定があること」とする。かかるガイドラインは、上記法令解釈と整合するから、契約担当者の裁量判断に用いられる基準として、妥当である。

(4) 市は、上西郷区及び上西郷区浄化センター対策委員会を相手方として、平成14年2月28日付及び同年6月10日付で「福間町公共下水道処理施設建設に係る確認書」を、平成19年11月12日付で「福間浄化センター設置に関する協定書」を締結している。

これらの経緯に照らせば、本件事業(本件契約)の目的、内容は、単に福間浄化センターの草刈り等管理の業務の遂行のみならず、地元住民と共に施設を維持管理することにより、地元住民に施設の状況を把握する機会を提供し、地元住民の施設に対する安心感、親しみ等を醸成することをも含むといえる。

かかる目的は、地元住民らで組織される団体により本件業務が実施されなければ達成できない。

(5) そして、平成19年11月12日付で「福間浄化センター設置に関する協定書」の相手方が自治会の前身と認められる上西郷区及びその内部組織である上西郷区浄化センター対策委員会であること、自治会の目的には行政機関との協働による地域社会の向上がうたわれている一方、上西郷財産組合は区有財産の円滑な管理運営を主たる目的とすること、他に本件契約の相手方となりうる地元住民らで組織される団体が見あたらないことなどからすれば、自治会を契約の相手方たる「特定の者」と選定することが不合理であるとはいえない。

(6) また、起案文書「令和6年度福間浄化センター植栽等管理業務について(執行伺兼見積依頼伺)」によれば、契約の相手方の選定理由も含めた事業についての決定がなされている。

(7) したがって、本件契約の相手方を自治会としたことは違法・不当とはいえず、本件契約にかかる違法性・不当性は検出できなかった。

### 3 本件支出は違法または不当か

前述のとおり、本件支出は「寄附又は補助」に該当せず、本件契約に違法または不当な点は認められなかった。そこで、本件契約に基づく支払が関係法令等に則って適正に支払われているかどうかについて、以下検討する。

本件契約は、令和 6 年 3 月 21 日に起案された執行伺兼見積依頼伺(5 福下第 658 号、同月 22 日決裁)に基づき、自治会から見積書(同月 29 日付)を徴収し、「業務委託料」として 7,095,000 円で契約されたものである。

本件契約の契約書(以下「本件契約書」という。)には、委託名及び委託料の他に契約日が令和 6 年 4 月 1 日、履行期間が契約日から令和 7 年 3 月 31 日まで、契約の相手方が自治会である旨が記載されている。

委託料の支払いに関しては、本件契約書第 10 条第 2 項において、当該業務委託料を 3 回に分割して支払う旨が規定されている。

提出された関係資料により、支払い実績について以下のとおり確認した。

ア 第 1 回支払

実施日：令和 6 年 5 月 18 日

検査日：令和 6 年 5 月 28 日

請求日：令和 6 年 6 月 3 日

支払日：令和 6 年 6 月 20 日

支払金額：2,365,000 円

イ 第 2 回支払

実施日：令和 6 年 7 月 27 日

検査日：令和 6 年 8 月 1 日

請求日：令和 6 年 8 月 1 日

支払日：令和 6 年 8 月 22 日

支払金額：2,365,000 円

ウ 第 3 回支払

実施日：令和 6 年 11 月 16 日

検査日：令和 6 年 11 月 22 日

請求日：令和 6 年 11 月 23 日

支払日：令和 6 年 12 月 12 日

支払金額：2,365,000 円

いずれも契約期間内に業務完了の検査を終了した後、相手方から支払い請求を受けた日から 30 日以内に、適正な支出命令のもとに「福間 TC 植栽等管理業務委託料」として自治会に支払われている。(本件契約書第 10 条第 3 項)

以上のように、支払について、違法・不当は検出できなかった。

#### 4 結論

以上のように、本件支出は寄附又は補助にあらず、本件契約を含む本件支出に違法性・不当性は検出できなかったから、本件請求には理由がないと認められるので、法第 242 条第 5 項の規定により、本件請求を棄却する。

以上